

も間に合いませんので、これは与党大綱に検討事項でとどまっていますけれども、是非、利用段階で揮発油税に頼っていくのか、果たして電気自動車への課税というのはどう考えるのか等々、これはいよいよ政治が判断し、新附則百四条を書き込むべきだと思いますけれども、大臣の御所見を求めます。

○麻生国務大臣 基本的に電気自動車になりますよ、流れとして。僕はカーボンゼロ、CO₂ゼロなんという話はそんな簡単な話じゃないと思っておりますので。公約としてゼロというのは世界中言っていますから、うちは反対ですというように、そういうような話ではないと思います。ただし、カーボンゼロというのは本当にゼロになりませんかねといえ、そんなことはないんだと思っておりますね。

ですから、そういったことを言うとお・〇二あつてもまだあるじゃないかという話にかなりませんが、うかつなことは言えぬ話だと思っております。正直申し上げてなかなか難しい。しかし、言うこととしては、世界中皆カーボンを下げないかぬと言っている話なので、そういうことを言わないかぬ、私もその程度には理解をいたしております。正面切つてこれは反対するという話でもありませんけれども。

したがって、今言われましたように、電気にすると言われましても、電気自動車になるといっても、その電気を起こすものは何でやっているのかといえ、CO₂を出して電気をつくっているわけですから、何の意味があるんだねと言われてみんないやうな、新聞記者のレベルというのはその程度のものだと思つて、僕は正直経済部というのがつかりした記憶があります。

そういう意味もありますけれども、私は、今おっしゃる通りに、今回の揮発油税等々、道路に重要で、今考えたら田中角栄というのは天才みたいな人だったなと僕はつくづく思いますよ。でも、そういう意味で、あの税金を取つたおかげで道路がこれだけできたわけですから。

そういった意味では税で持とうというのは簡単な話ではないのであつて、直間比率が、働く人だけに極端に偏つた直接税の比率の高さを、これまでどつと消費税を入れて間接税の比率を高めてやつとこまで来られたという話ですけれども、これに代つて間接税を下げるべきだ、直接税をもつと取れと言つておられる共産党を始め、いろいろおられますよ。そこにもおられますけれどもね。あなた一人にかぶせるつもりは全くありませんけれども。

でも、働く人の数がどんどん減つていく中で直接税の比率を高めるといふのはどうやってやるのかねと、私は正直率直にそういう疑問を持ちますので、この種の話はうかつに、簡単な話で、高過ぎる、世界中が安くしたところが一五%に引き下げる界中は二〇%に引いてるところが一五%に引き下げたという話ですから、こっちはまだ一〇%の話であつて、少し話しているレベルのところ、基が違つていると思つていふような感じもいたします。

いろいろな意味でこの問題は、古本先生、税金の話というのはそれこそ全員で考えなきゃいかぬ大事な話ですから、是非そういう意味で、高福祉高負担でいいと言われるところもあれば、アメリカみたいに低福祉低負担でやつていけるところもあればといえ、日本はそれでいけば真ん中ぐらいいかぬという感じがしなくてもありませんけれども、ちよつと最近海外に行く機会が余りないのでちよつと海外はよく分かりませんが、税の何となくそういうような感じがする中で、税の問題、直間比率の問題、カーボン何とかな話にしても、こういう問題はちやちやちやちやとずる話じゃなくて、みんなできつかり検討をさせていた上での話にしないと極めて危険が伴うかなという感じがしております。

○古本委員 ありがとうございます。
公党間が、与党、野党共にこのテーマを議論し、政治の道具にせず、かつ法律に書き込み、いづれが与党でも、いづれが内閣総理でも普遍的に

取り組むべき点、二〇五〇年代のカーボンニュートラルの時代は目前であります。そのときの社会づくりのための安定財源かくあるべしということ是非お互いに議論し合いたいし、その問題提起に今日はさせていただきますと思います。

○越智委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。所得税法等の一部を改定する法律案の審議ということで、先ほどに続きまして、二月十六日から始まりました個人所得税及び消費税の確定申告、この問題について質疑をさせていただきます。

初めに、資料の三を御覧いただけますでしょうか。これは新型コロナウィルスの感染拡大に伴う納税猶予の特例でございます。これは、イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウィルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現状を踏まえ、無担保かつ延滞税なしで一年間納税を猶予する特例でございます。

先ほど申し上げましたけれども、二十八万件、金額にして一兆二千億円という、多くの方々がこの納税制度の特例をこの間利用しているということでございます。これだけの方々が、まだ緊急事態宣言が継続している下で、今年の納税額と合わせて、去年延滞した、納税猶予している税金を一度にまとめて払えるのかといふのは、極めて困難だ、こう考えるのが自然だと思つてます。

今月十六日の財務金融委員会、麻生財務大臣は、私の質問に対し、特例の終了後においても既存の猶予制度と併用して利用できる、こういうふうな述べておりました。それほど、何か特例と既存の制度と余り違わないかのようなお話だったというふうな思うんですが、それならばそもそも特例措置を用意する必要がなかったわけで、やはり、コロナで苦しんでいる方々が、この特例制

度によつて納税猶予することができたということで大変救われているという状況は疑いがないと思つてます。

資料にあるように、いわゆる既存の猶予制度と特例の猶予制度は何が違うかということなんです。特例では、前年同月比でおおむね収入が二〇%以上減少していれば対象とされましたが、既存の措置では、大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予するというふうになっていっているわけです。具体的にお伺いしますが、大幅な赤字といふのはどの程度を指すのでしょうか。

○鑑水政府参考人 お答えいたします。国税通則法第四十六條第二項の納税の猶予の適用を受けるためには、法令上、納税者がその事業につき著しい損失を受けた場合において、一時に納税ができないなどの要件を満たす必要がございます。納税者がその事業につき著しい損失を受けたということにつきましては、直前の一年間の利益金額の二分の一を超えて損失が生じる場合や、直前の一年間の損失を超えた損失が生じる場合が該当するものとして取り扱つていっているところでございます。

なお、国税庁といたしましては、ただいま申し上げました納税の猶予を適用できない場合であっても、国税徴収法上の換価の猶予、これを柔軟に適用することとしておるところでございます。例えば、換価の猶予につきましては、国税を一時的に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められることなどが要件となつておるところでございます。

○清水委員 二分の一の売上げの減少ということ、特例で言う二〇%以上の減少に比べるとかなりハードルが高いというふうな気がしますが、今、国税局、次長の方から柔軟な対応というお話もありましたので、では、ちよつと具体的にお伺いしたいと思います。

例えば、昨年納税猶予の特例措置を利用している事業者が、例えば持続化給付金であるとか都道府県からの休業支援金などで赤字幅は縮小した、

しかし、今述べられた大幅な赤字には満たず、今年確定申告では多額の消費税などの滞納が発生しそうです。このようなケースは今言われまじた既存の納税猶予の対象となるのか、お答えいただけますか。

○鑑水政府参考人 お答え申し上げます。

国税庁といたしましては、新型コロナウイルスの影響を受けている事業者に対しては、既存の猶予制度を適用するに当たりましては、納税者個々の実情に十分に配慮した柔軟な対応に努めているところでございます。特例猶予の要件を満たすような方につきましては、基本的には既存の猶予制度を御利用いただくことができるものと考えてございます。

納税者におかれましては、御不明な点がございましたら、最寄りの税務署に是非御相談いただければと思います。

○清水委員 ありがとうございます。

それで、ちよつと伊藤副大臣がおられないんですが、通告してないのはいんですか、先ほどの質疑の中で、いわゆる納税猶予の特例を利用して、既存の方全てに返済期限が始まる前に連絡をして、既存の猶予制度の活用などを提案するというお話がありました。

これも国税庁の方の答弁でいいんですが、いわゆる二十八万件と私、申し上げました、納税猶予の特例を利用して、そして既存の納税猶予の制度を利用して、今、鑑水次長がお話しされましたように、実情に応じて対応し、基本、納税猶予の特例をこれまで利用されていた方々については既存の猶予制度が適用されるもの、としたいというふうに答弁されましたが、そういうことでよろしいでしょうか。安心されると思えます。

○鑑水政府参考人 お答えいたします。

まず、納税者への通知という件に関してでございますけれども、国税庁におきましては、特例猶予の申請期限を過ぎた後におきまして、既存の

猶予制度をきちんと活用できるように、業界団体ですとか関係民間団体を通じて周知を始め、あらゆるチャネルを通じて積極的な周知、広報を図っているところでございます。

その上で、既に特例猶予を受けている納税者に対しては、猶予期限が到来する前に個別に御連絡いたすとともに、引き続き新型コロナウイルスの影響により納付が困難という場合には、既存の猶予の制度を御案内しているところでございます。

それから、適用をどうするかにつきましては、先ほど申し上げたとおり、柔軟な対応をしていくというところで対応していきたいというふうに考えてございます。

○清水委員 大事なところをちよつと答えていただかなくて、全ての方に返済が始まる前にそうした相談をしていただけたらいいのかな、それが大事で、ある事業者は、わざわざ連絡いただいても、もう特例は終わったんだけども既存の猶予制度を活用して、と、大規模な赤字というふうな、従来ではなかなか難しいけれども柔軟に対応しますと連絡いただいて相談に乗っていただいたという方がある一方で、全く連絡がなく、あなたは条件に合わないで、これまで特例は活用していただけても、事前にそういう連絡もなく、既存の猶予制度も当てはまらなかったというふうなことがあれば、ちよつと具合が悪いと思うんです。

ですから、二十八万件というのは、これは鑑水次長が納税猶予の特例の件数を述べられたわけですから、これら全てに対応していただけたらいいのかな、これがすごく大事だと思うんです。払えるところは払っていただきたいというふうに思いますが、もちろん払えない事業者もあるでしょう。しかし、こういう人たちは押しなべて対応していただけたらいいかな、と御答弁いただけますでしょうか。

○鑑水政府参考人 お答えいたします。

特例猶予の納付期限、これから迎える方もいろいろいらっしゃると思いますけれども、その期限が到来する前には個別に御連絡いたします。その上で、なかなか納付が困難であるという方につき

ましては、既存の猶予制度を御案内するというところでございます。

○清水委員 ありがとうございます。

現行の猶予制度におきましても、例えば売上げの証明をする書類などが提出できないという場合は口頭説明も可能ということにもなっておりますので、是非柔軟な対応をお願いしておきたいと思

このように、国税庁の方では柔軟な対応をしていただけたらいいところでございます。ただ、これは国税だけではなく、先ほど私が紹介しましたように、社会保険料や地方税においてもかなりの件数あるいはかなりの金額ということで、納税の猶予の相談をしていただいているということであり、是非、総務省においても、これは地方公共団体にお願いをいただくといいことにならぬと思っております。また、年金保険料など、厚生労働省の方でも同様の対応をしていただけたらいいかな、これはコロナが続いておりますので、国税庁と並んでこうした対応をしていただけたらいいかな、それぞれお答えいただけますでしょうか。

○福岡政府参考人 お答え申し上げます。

総務省におきましては、地方団体に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれ納税が困難な納税者等に対して、柔軟かつ適切な対応を改めて依頼する通知を一月十五日に発出したところでございます。

その通知の中で、特例猶予の期間が終了する納税者等への対応として、そういった方々に対しては、その猶予期間が終了することを確実に周知するようにお願いをしております。また、
○日原政府参考人 お答え申し上げます。
厚生年金保険料等の納付猶予の特例につきまして、その期限後なおおの納付が困難な事業所につきましても、国税等と同様に、従来から設けておられます猶予の仕組みの活用によりまして、それぞれの事業所の状況に応じて柔軟に対応させていただきますことといたしております。

特例猶予期間の終了を迎えられる事業所に対し

ましては、昨年の十一月以降、終了の前にお知らせをお送りさせていただいて、早期の相談の呼びかけをさせていただいているところでございます。

○清水委員 ありがとうございます。是非柔軟な対応をお願いしたいと思います。

厚労省それから総務省につきましては、質問は以上でありますので、必要に応じて退席していただいております。

次に、所得税といたしましては、持続化給付金や家賃支援給付金が、消費税の課税売上にはならないものの、所得税については課税されるということをこの間の委員会で明らかにしたところであります。今日はこの持続化給付金の課税問題について確認したいと思っております。

先ほど言いましたけれども、このコロナの下で、世界各国が事業者に対する経済的支援を行った給付金等につきましては、課税、非課税の考え方で欧米は必ずしも一致していないというところがあります。ドイツやイギリスでは事業者向けの給付金は課税となっていないんですが、アメリカやフランスでは非課税となっております。

財務省の住澤主税局長は、私の問いに、フランスで非課税措置が取られている理由や背景は承知していないと述べられたわけですが、これは確認していただくことはできないか。例えば、OECDの本部に財務省の職員を派遣しているというふうに思いますが、もちろん現地法人の企業もありません。一度これは現地で確認していただければいいかな。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、先日の資料にもございましたように、フランスでは中小企業への給付金の一部につきまして非課税ということになっております。

非課税とされた経緯等につきまして詳細に把握しているわけではございませんが、フランス政府の担当者に照会いたしましたところ、新型コロナ

する支援措置として非課税としたということでございます。

○清水委員 今お聞きいただいたように、やはり新型コロナウイルスで大変苦境に立たされている中小企業に対して、そういう支援なので課税しなかった、こういう考え方でそうなっているということでお答えがありました。

それで、国税庁のホームページに掲載されている、国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ、ここにもいろいろ課税の問題が書かれているわけなんですけれども、今回の新型コロナウイルス対策としてなされた様々な支援策のうち、例えば今言いました持続化給付金や家賃支援給付金がありますが、他方、新型コロナウイルス感染症対応の休業支援金、あるいは一人十万円の特別定額給付金、それから子育て世帯への臨時特別給付金は、いわゆる法的措置がなされて非課税となっております。

これらの給付金を法律でわざわざ非課税とした理由について説明していただけますでしょうか。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の新型コロナウイルス感染症対応の休業支援金につきましては、その支給を受けられる方々が休業手当を事業主から支給をされない、他方、雇用関係が継続しているために失業給付も受給できないといった困難な状況にある従業員の方々への支払いであるということ、さらに、失業給付、失業状態に至りますと失業手当の給付があるわけでございますが、これについては既存の制度において非課税とされていることとの関係も考慮する必要があります。あるということなどから、雇用保険法特例法において非課税とされたものでございます。

また、特別定額給付金、また子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、これまで生活維持ですとか家計への支援のために給付される給付金につきましては非課税とする取扱いをしてきていますことから、これらの給付金につきましても、引き続き家計への支援のための給付金という性格を

有していることや、類似の児童手当が非課税とされていることなどを踏まえまして、昨年四月の新型コロナウイルス制特例法において非課税とされたものでございます。

○清水委員 今御説明いただいたわけですが、いずれも、新型コロナウイルスの影響を受けて、事業者の場合には売上げが落ちたり、政府や自治体が決めた休業要請あるいは短時間要請など社会的、政策的に協力したために売上げが落ちた、例えばフリーランス、個人事業者にとつて、今言われた、例えば子育て世帯への給付金や休業支援金と同様に、生活を支えるための収入がなくなります。

彼らにとつて、持続化給付金というものの性格は、いわゆるソフト労働者や非正規労働者の休業支援金と同じであり、生活を支える収入という点では何も変わらないというふうに思っていますが、これは主税局として、この持続化給付金、家賃支援給付金が生活を支えるためのものではないという認識に立っているのか、そこについて教えてくださいいただけますでしょうか。

○住澤政府参考人 お答えをいたします。

個人として事業主で活動されている方が、それだけの経営に生活を依存しているということは紛れもない事実であろうというふうに考えてございます。

他方で、先日も申し上げましたが、事業収入を補填するでありますとか、あるいは必要経費の支出に充てるためのもの、こういった事業に関連する給付につきましては、ほかの事業主の方々とのバランス上、やはり事業所得の収入なり、法人の場合は益金に算入することがバランス上適当であるというふうなふうに考えてございます。

先ほど御紹介ございましたように、諸外国の取扱いにおいても、イギリスやドイツでは同様の取扱いをしておりますし、また、フランスの御指摘がございましたが、フランスの連帯基金支援金の場合は、調べてみますと、そもそも支給が月ごとに行われておりまして、前年同月の売上げからど

のぐらい減少したか、その減少額が支給の上限とすることでございますので、我が国の持続化給付金のように、ある一月を取りまして、その一月の売上げが一定以上減少している場合に、その十二倍と昨年の収入を比べて、その差額を二百万円を限度として補填するといったような、ある意味大胆な給付措置をやっているわけですが、ややこのフランスの制度とは違いがあるように考えてございます。

○清水委員 フリーランスや個人事業者の営業を支えるという点では、一時金なのか、あるいは月ごとなのか、その違いはあるにせよ、これは私は生活を支える上で非課税とするべきだということに思っています。

なぜか。それは、フリーランスの方や個人事業主の方々にとつて、持続化給付金が課税とされる所得が生じます。所得が変わります、増えます。ということは、その他の公的サービスの負担も変わります。例えば、国民健康保険料や介護保険料、その所得割部分は所得から算定しますから、上がります。子供の保育料、これも市民税額から算定されるわけです。

このように、持続化給付金を受け取ることによって所得が増え、だから、持続化給付金というのはあくまでも、コロナの影響を受けて売上げが落ちると落ち込んで、それで十分とは言えないところもあるかもしれないけれども、受け取っているものであり、そのことによつて、様々な波及している、公的サービスの負担が増える。

こういうことになると、結局、持続化給付金を受給するメリットが削減されるということになるんじゃないんですかね。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

持続化給付金が元々議論されました背景に、事業者の方々が休業要請等によりまして収入が急減するといったような事情があったわけでございまして、それを補填するといったようなことで議論をされていたというふうに記憶をしております。こういったものについて、仮に非課税とすると

いったようなことにいたしますと、このコロナ禍においても、持続化給付金等の支給要件を満たさない状態で、例えば休業要請を受けていないとか、あるいは一定以上の売上げ減少といったような要件をぎりぎり満たさないというような格好で、苦勞して収益を上げていらっしゃる方々もいらっしゃるわけございまして、こういった方々との税負担のバランスというのをどう考えるかという問題があるかと思っております。

また、負担が増える、あるいは負担が生ずるということでございますが、仮に昨年と同様の収入まで補填されているということであれば、昨年と比べて様々な公的負担が増えるということには必ずしもならないわけでございますので、そういった点も考慮していただければというふうに存じます。

○清水委員 経費で補填される方ばかりではなくて、例えば通訳案内士の方、これは国家資格ですけども、海外からの観光客をいろいろ案内する通訳士の方々は、仕事がなくなり、かといって、別に経費がかかるということでもありませんので、赤字となつていけば所得が生じないような確定申告ができるかという、なかなかそれは難しいということもあるんです。

住澤参考人は、以前、給付金が事業収入に算入されても赤字になるというケースが多いので課税所得が生じない場合もある、多いというふうにおっしゃっていましたが、そういう方々ばかりではありません。

是非、このコロナの影響がまだ収束しているわけではありませぬので、中小企業支援の一環として、今からでも、この持続化給付金、家賃支援給付金については非課税とすることを検討していただきたいと思っております。

最後に、今申し上げました持続化給付金の支給の問題について質問いたします。

今日も経済産業省から長坂副大臣に来ていただいております。ありがとうございます。

それで、先日の私の質疑、あるいは予算委員会

での笠井亮衆議院議員の質疑などで、要するに現金取引で商売されている事業者の方々が、申請が不備とされて、結局、請求書と振り込み履歴のある通帳の提出が求められて、それが出せないという事で、そこがネックになっているというお話をお話をさせていただきます。

それで、経済産業省、中企庁として、結果として、現金商売をしている業者に、出せない、どうしても出せない無理な資料の提出を求めていることによつて持続化給付金の支給を拒んでいる、今このような事態にあるということは、これは副大臣、理解していただけたでしょうか。そうやってもらえない事業者がいる、現金取引で。そういう事業者が残されているということは理解していただけたでしょうか。

○長坂副大臣 お答え申し上げます。

私も、持続化給付金を少しでも給付したい、そういう思い、また、皆さんを downstream という思いでやらせていただいております。持続化給付金の審査においては、委員も御承知のように、二〇一九年度の確定申告と二〇二〇年の売上台帳を確認しているわけです。事業実態がないにもかかわらず、納税額がゼロの確定申告を行うなどの方法によりまして持続化給付金を不正受給したという犯罪も残念ながら相当数出ていることから、事業実態を改めてしっかりと確認する必要があります。

このために、通常の審査において提出された書類のみでは取引の実態を十分確認できなかった一部の方を対象に、追加の関係書類を提出していただくよう九月下旬から運用を改めたわけであり、ます。

そして、具体的には、二〇一九年中の対象月に発生した請求書の写しとそれに伴う振り込み、支払いが分かる通帳の写しの組合せ以外にも、先般申しましたが、二〇一八年度確定申告の第一表、また二〇一九年分の市町村民税、特別区民税、都道府県民税申告書の写しでも提出可能であると案内をいたしております。そして、現金での振り込

みにつきましては、ATMでの利用明細書や金融機関が発行している証明書も通帳の一種として認めているところでございます。

したがって、例えば委員御指摘の公共料金の屋号宛ての請求書、その引き落としや振り込みが分かる通帳の写し、利用明細の組合せでも柔軟に認めていただいているところでございます。

○清水委員 是非、不正受給は取り締まればよいと思うんです。私も、徹底的に。絶対やっつけたいんです。ただ、やはり、しっかりと事業実態が確認できる事業者に対しては、しっかりと最後まで支給していただきたいと思うんです。それで、前回もお話ししたんですけれども、例えば広島県のお好み焼き屋さんを五十年近く続けているお店もあるんですね。現金取引ですけれども、なかなか請求書とか振り込み履歴がないという事で、この持続化給付金がネックになっていいます。地域では親しまれていることなどは、長坂大臣は愛知県ですから余りお好みは食べないかもしれませんが、食べられますか。(長坂副大臣「食べます」と呼ぶ)一緒ですか。

座右の銘は、理想は高く、姿勢は低く、いつも心に太陽をというのが長坂副大臣のスローガンという事で、是非、いつも心に太陽をというお気持ちで、事業実態を、今おっしゃられた例えばNTTなどの、電気料金とか、金融機関のATMなどで、引き落としの明細書とか、あるいは宅急便の代引きの領収書等も含めて、事業実態を確認されるというのについては追加の資料として認めていただけるという事でありますので、是非柔軟な対応をお願いしたいというふうに思います。

最後に、やはり、家賃支援給付金は支給された事業者が持続化給付金は出ないという例が残念ながらまだ残されているわけです。もう一度確認したいんですけれども、申請者、事業者が、売上げが五〇%以上減少している対象月を同じ日として持続化給付金と家賃支援給付金

を申請したならば、給付金の額やその計算とか対象となる家賃などの証拠書類は違うにしても、給付金の対象者であるということの認定基準は、持続化給付金も家賃支援給付金も同じですね。これは確認したいと思います。事務方でも結構です。

○飯田政府参考人 お答えいたします。同じ申請書類で家賃支援と持続化給付金ということでは、この場合でも副大臣からも御説明申し上げたと思うんですが、これはちょっと審査基準は、審査基準というか、審査の仕方は違っております。両制度で別途の審査が必要になります。それはやはり要件も違いますし、審査基準も違うからであります。

特に、それぞれの給付金において発生している不正受給のリスクが結構異なっております。家賃支援給付金では支払われた家賃の金額を元に計算することなんです。(清水委員「一緒かどうかだけ」と呼ぶ)済みません、それぞれ違っておりますので、必ずしも一致しないことがあるというところでございます。

失礼しました。清水委員 いや、違わないと思いますよ。今言ったように、申請書類とか計算方法は違うけれども、前年度に比べて五〇%以上減少しているという事であれば、両方の制度の基準になるんじゃないですか。ならないんですか。なぜなら長坂副大臣でもいいですよ。

○越智委員長 長坂副大臣、時間が過ぎていきますので、簡潔に答えてください。

○長坂副大臣 前回のこの金融委員会でも申し上げましたけれども、持続化給付金、家賃給付金、両制度の要件、売上げ減少月と提出資料が異なるため、家賃支援給付金と持続化給付金では別途の審査が必要だということになります。

○清水委員 時間が来ましたので終わりますけれども、私が言っているのは、家賃支援給付金は出

ているんです、事業実態があるから出ているんですよ、なのに持続化給付金が出ないというのは不条理でしょう。

だから、事業実態を確認する手だてを是非検討していただきたい、引き続き。このことをちょっとお願いしまして、時間が来ましたので、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○越智委員長 次に、青山雅幸君。○青山(雅)委員 日本維新の会、無所属の会、青山雅幸でございます。

午前中に引き続きまして、財政ルールについて先につだけやらせてください。

私の方で、午前中の最後に、麻生大臣の御見解、半永久的に複数年にわたる特例公債法を制定し続けなければいけないんじゃないか、そういう現状にあるところから考えると、私は、財政規律に関するルールはきちっとやはり法律で定めておく必要がある、そういう意味では何カ別のルールをつくった方がいいんじゃないかということをお提案させていただいて、大臣の御答弁をいただきました。

その続きでございます。

私は、非常にこの点を重要視しておりますのは、今、財政ルールが事実上ないに等しいような状況になってしまっている。そのことが、ここ数年非常に盛んになってきておりますMMT的な主張、そして、それに基づけばらま政策を言う政治的主張の根拠という問題意識がございます。何かあると財源のことを無視したような形での政治批判、あるいは野党の政府に対する批判や政策提案について、財源問題について真剣な検討がなされていないんじゃないかというふうに思わざるを得ないような状況が生じております。

一方で、アメリカ、EUでは、今日資料でおつけいたしました、財政規律に関するいろいろなルールがございます。

二枚目、資料二を御覧いただきたいんですけれ